

## 行政財産使用許可申請書

平成 年 月 日

高砂市病院事業管理者 様

住所又は所在地

申請者

氏名又は名称

印

電話番号

下記のとおり行政財産を使用したいので、許可して下さるよう関係書類を添えて申請します。

### 記

使用財産	名称	高砂市民病院
	所在	高砂市荒井町紙町33番1号
	種別	土地 (建物)
使用物件名	食堂棟内売店(1)	
使用物件の数量又は面積	専用面積 20.0㎡	
使用目的	患者用売店(日用品)運営	
使用期間	平成31年 1月 1日から 平成31年 3月31日まで	
添付書類	平面図 仕様書 現況写真	

## 許可条件

### (使用料)

- 1 使用料は、別に発行する納入通知書により、納入期限までに納入してください。
- 2 使用料は、高砂市病院事業用行政財産の使用に関する規程の改正により変更することがあります。
- 3 高砂市病院事業用行政財産の使用に関する規程第8条ただし書に該当する場合以外は、既に納めた使用料は還付しません。

### (光熱水費等の負担)

- 4 使用財産に附帯する設備の使用に伴う光熱水費等の経費は、別に発行する納入通知書により、納入期限までに納入してください。

### (転貸等の禁止)

- 5 使用者は、善良な管理者としての注意をもって使用財産の維持、保全に努め、許可を受けた権利を他人に譲渡又は転貸することはできません。

### (許可の取消し)

- 6 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことがあります。この場合において、取消しによつて生じた損失は補償しません。
  - (1) 使用財産を公用又は公共用に供するために必要とするとき。
  - (2) 使用者が許可条件に違反したとき。

### (氏名等の変更)

- 7 申請者の住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、速やかに氏名等変更届を提出してください。

### (許可の更新)

- 8 許可期間が満了したのち、引き続き使用を継続する場合は、期間満了前 30 日までに行政財産使用許可更新申請書を提出してください。

### (損害賠償)

- 9 使用者は、その責めに帰する理由によつて使用財産の全部若しくは一部を滅失し、又はき損したときは、当該損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用財産を原状に回復したときは、この限りではありません。

### (原状回復)

- 10 許可期間が満了したとき又は使用許可が取り消されたときは、使用者の負担において直ちに使用財産を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。

### (協議事項)

- 11 使用許可に関して、定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた事項につきましては、その都度協議により解決することとします。

行政財産使用許可申請書

平成 年 月 日

高砂市病院事業管理者 様

住所又は所在地  
申請者  
氏名又は名称 印  
電話番号

下記のとおり行政財産を使用したいので、許可して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

使用財産	名称	高砂市民病院
	所在	高砂市荒井町紙町33番1号
	種別	土地 (建物)
使用物件名	物置倉庫	
使用物件の数量又は面積	4.84㎡	
使用目的	販売物品の保管	
使用期間	平成31年 1月 1日から 平成31年 3月31日まで	
添付書類	平面図 仕様書 現況写真	

## 許可条件

### (使用料)

- 1 使用料は、別に発行する納入通知書により、納入期限までに納入してください。
- 2 使用料は、高砂市病院事業用行政財産の使用に関する規程の改正により変更することがあります。
- 3 高砂市病院事業用行政財産の使用に関する規程第8条ただし書に該当する場合以外は、既に納めた使用料は還付しません。

### (光熱水費等の負担)

- 4 使用財産に附帯する設備の使用に伴う光熱水費等の経費は、別に発行する納入通知書により、納入期限までに納入してください。

### (転貸等の禁止)

- 5 使用者は、善良な管理者としての注意をもって使用財産の維持、保全に努め、許可を受けた権利を他人に譲渡又は転貸することはできません。

### (許可の取消し)

- 6 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことがあります。この場合において、取消しによつて生じた損失は補償しません。
  - (1) 使用財産を公用又は公共用に供するために必要とするとき。
  - (2) 使用者が許可条件に違反したとき。

### (氏名等の変更)

- 7 申請者の住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、速やかに氏名等変更届を提出してください。

### (許可の更新)

- 8 許可期間が満了したのち、引き続き使用を継続する場合は、期間満了前 30 日までに行政財産使用許可更新申請書を提出してください。

### (損害賠償)

- 9 使用者は、その責めに帰する理由によつて使用財産の全部若しくは一部を滅失し、又はき損したときは、当該損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用財産を原状に回復したときは、この限りではありません。

### (原状回復)

- 10 許可期間が満了したとき又は使用許可が取り消されたときは、使用者の負担において直ちに使用財産を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。

### (協議事項)

- 11 使用許可に関して、定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた事項につきましては、その都度協議により解決することとします。